

# 社会福祉法人の適正な運営の 確保について

# 社会福祉法人に対する監督等について

## 1. 行政機関が行う手法

(1) 所轄庁による監督等としては、実施主体としての適否を判断するための認可と、設立以降の適正な運営を確保するための監査が存在する。

① 法令や社会福祉法人審査基準の遵守状況を確認する**法人設立認可**(法第31条)、

**定款変更認可**(法第43条)

② 法令や社会福祉法人指導監査要綱の遵守状況を確認する**法人監査**(法第56条)

法第56条

一般監査

定期監査(定期的実施)

随時監査(通報等により実施)

特別監査(重大な問題を有する場合に実施)

その他、社会福祉法人に対しては、毎年度、所轄庁に現況報告書及び附属書類として財務諸表を提出することを求めている(法第59条)。

(2) 法人認可及び法人監査とは別に、法人が経営する**施設や事業所に対する認可及び監査等**(法第62条、各個別法等)が存在。

※「法」…社会福祉法(昭和26年法律第45号)

## 2. 行政機関以外又は法人自らが行う手法

(1) 行政機関以外の公認会計士や税理士等による**財務外部監査**

(2) 法人の財務諸表や事業報告書等の**情報公開**

(3) 福祉サービス全般を対象として、公正・中立な機関が専門的かつ客観的な立場で評価を行う**第三者評価**

(4) 認知症対応型共同生活介護等を対象として、第三者機関が評価を行う**介護サービス外部評価**

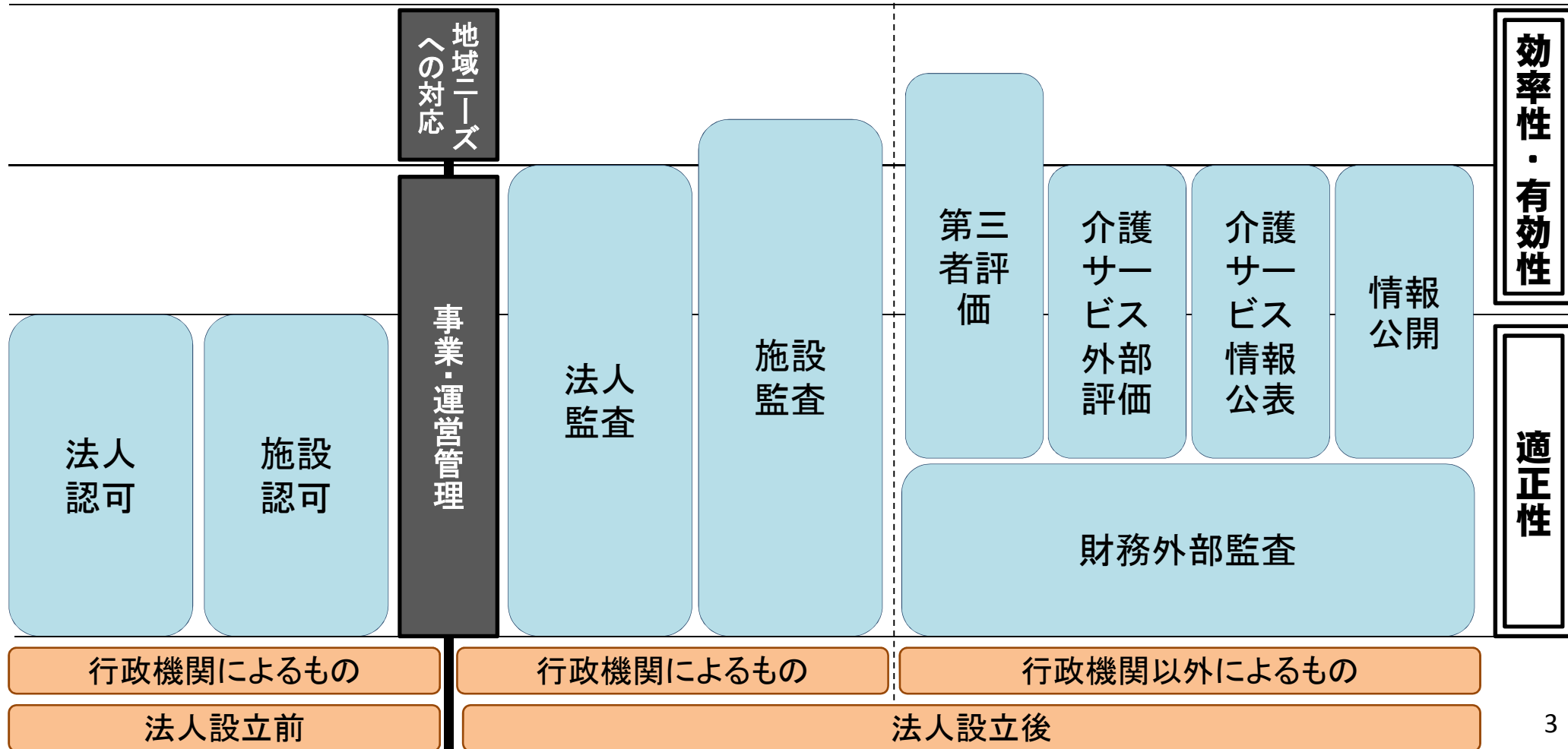
(5) 介護保険施設・事業所の提供するサービス内容や事業所の管理運営体制を公表する**介護サービス情報公表**等

# 社会福祉法人の適正な運営を確保するにあたっての視点（概念図）

■社会福祉法人に対する監督等については、

- ①法人設立前と設立後
- ②行政機関によるものと行政機関以外によるもの
- ③法令等の遵守の状況（「適正性」と得られた効果や目的の達成の状況（「効率性・有効性」）
- ④実施する事業や運営管理と地域からの期待への対応

といった視点により区分できる。



## (1) 監査・評価等の現状

# 社会福祉法人及び事業所に対する監査・評価等の比較

	行政機関によるもの		行政機関以外によるもの(主なもの)				参考		
	監査		監査	評価		情報開示	大学評価	病院機能評価	JCI(国際的医療機能評価機関)
	法人監査	施設監査	財務外部監査	第三者評価	介護サービス外部評価	介護サービス情報公表			
主たる目的	適正な法人運営の確保	適正な施設等の運営の確保	法人運営の透明性の確保	福祉サービスの質の向上	介護サービスの質の向上	利用者の選択に資する情報の開示	教育研究水準の向上	医療の質の向上	医療の質の向上
根拠法令	社会福祉法第56条	社会福祉法第70条等	社会福祉法人審査基準	社会福祉法第78条	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第72条等	介護保険法第115条の35	学校教育法第109条等	—	—
実施主体	国、都道府県、市	都道府県、市町村(個別法による)	公認会計士、税理士、監査法人等(事業者が選択)	都道府県推進組織に認証された評価機関(事業者が選択)	各都道府県が選定した評価機関(事業者が選択)	各都道府県(指定調査機関、指定情報公表センターに委託可)	(独)大学評価・学位授与機構(文部科学大臣が認証)	(公財)日本医療機能評価機構	J C I ( Joint Commission International)
対象	社会福祉法人	社会福祉施設等	社会福祉法人	社会福祉法に定められている福祉サービス	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護	介護保険法に定められた全サービス(一部除外あり)	大学等	病院	病院
実施・受審	義務	義務	任意	任意(※)	義務	義務	義務	任意	任意
公表	—	—	任意	任意(※)	義務	義務	義務	任意	任意
費用	—	—	監査法人等が定める額	評価機関ごと定める額	評価機関ごと定める額	各都道府県が条例で定める額 ※都道府県の独自財源により対応している場合あり	基本費用360万円、1学部・1研究科当たり63万円	120～250万円	受審費用500万円＋審査官の渡航費用や通訳人件費等
期間	毎年～4年に1回	原則年1回	任意(大規模法人は2年に1回、中小規模法人は5年に1回)	任意(※)	年1回	年1回	7年ごと(法科大学院等を置場合は5年)	任意	任意
備考	社会福祉法人監査要綱、審査基準等の遵守状況の確認	最低基準の遵守状況の確認	会計処理の適正性の確認	・サービス種別に対応した評価基準による評価の実施 ・評価項目をabcの三段階で評価	・第三者による外部評価の結果と自己評価との異同を考察した上で総括的な評価を行う。	・必要に応じて訪問調査の実施も可 ・都道府県の実情に応じて報告計画、調査計画、公表計画を定める	教育研究、組織運営、施設整備等を総合的に評価。	認定有効期間は5年	認定有効期間は3年

(※)社会的養護施設については3年に1回の受審義務

## (2) 法人監査と施設監査の違い

# 法人指導監査と施設等指導監査について①

分類	対象	根拠法令	実施主体	法定受託事務 or自治事務	監査要綱	監査事項
法人指導監査	社会福祉法人	社会福祉法第56条	国・都道府県・市	法定受託事務	社会福祉法人指導監査要綱の制定について(平成13年7月23日、雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号)	I 組織運営 定款、役員、理事、監事・監査、理事会、評議員・評議員会 II 事業 事業一般、社会福祉事業、公益事業、収益事業 III 管理 人事管理、資産管理、会計管理 IV その他
施設等指導監査	介護保険施設等	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者	介護保険法第23条、24条、76条、78条の7、83条、90条、100条、115条の7、17、27、平成18年旧介護保険法(経過措置)第112条	都道府県・市町村	自治事務	介護保険施設等の指導監督について(平成18年10月23日、老発第1023001号)  ○運営指導 利用者の生活実態の確認及びサービスの質に関する確認 ○報酬請求指導 報酬基準に基づいた実施の確認 ○監査 不正事案等における厳正な対応(指定基準違反、不正請求、利用者への虐待行為等)

# 法人指導監査と施設等指導監査について②

分類	対象		根拠法令	実施主体	法定受託事務 or自治事務	監査要綱	監査事項
施設等指導監査	老人福祉施設等	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター	老人福祉法第18条	都道府県・指定都市・中核市	自治事務	老人福祉施設に係る指導監査について(平成12年5月12日、老発第481号)	<p>第1 適切な入所者処遇の確保 入所者処遇の充実、入所者の生活環境等の確保、自立、自活等への支援援助</p> <p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化、秘密保持、事故発生時の対応</p>
	障害者施設等	指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関	障害者総合支援法第10条、11条、48条1項、51条の27、66条	都道府県・市町村	自治事務	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について(平成19年4月26日、障発第0426001号)	<p>第1 基本方針</p> <p>第2 人員に関する基準</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>第5 変更の届出等</p> <p>第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p>
		指定障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター	障害者総合支援法第48条3項、85条、児童福祉法第46条	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市	自治事務	障害者支援施設等に係る指導監査について(平成19年4月26日、障発0426003)	<p>第1 適切な利用者支援の保護 利用者支援の充実、利用者の生活環境等の確保、自立、自活等への支援援助</p> <p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化</p>



# 法人指導監査と施設等指導監査について③

分類	対象		根拠法令	実施主体	法定受託事務 or自治事務	監査要綱	監査事項
施設等指導監査	児童施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	児童福祉法第46条、59条	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市	自治事務	児童福祉行政指導監査の実施について(平成12年4月25日、児発第471号)	第1 適切な入所者処遇の確保 入所者処遇の充実、入所者の生活環境等の確保、自立、自活等への支援援助 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化
	生保施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法第44条	国・都道府県・指定都市・中核市	法定受託事務	○生活保護法による保護施設に対する指導監査について(平成12年10月25日、社援第2395号) ○生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について(平成24年3月26日、社援発0326第4号) ○生活保護法による保護施設指導監査の実施について(平成13年3月30日、社援監発第8号)	第1 適切な入所者の確保 入所者処遇の充実、入所者の生活環境等の確保、自立、自活等への支援援助 第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保 施設の運営管理体制の確立、必要な職員の確保と職員処遇の充実、防災対策の充実強化

※社会福祉法第70条に基づき、社会福祉事業を営む者に対して、経営の状況等を調査することができる。

# 社会福祉法人監査の監査事項の変遷

- 平成12年の社会福祉基礎構造改革による措置制度から契約制度への転換以降、サービスの質の向上や事業の透明性の確保等に関する事項を逐次追加。

	平成12年度以前	平成13年度以降
監査事項	<p><b>I 組織運営</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款</li> <li>2. 役員</li> <li>3. 理事</li> <li>4. 監事・監査</li> <li>5. 理事会 開催状況</li> <li>6. 評議員・評議員会</li> <li>7. その他</li> </ol> <p><b>II 事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業一般</li> <li>2. 社会福祉事業</li> <li>3. 公益事業</li> <li>4. 収益事業</li> </ol> <p><b>III 管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人事管理</li> <li>2. 資産管理</li> <li>3. 会計管理</li> </ol> <p><b>IV その他</b></p>	<p><b>I 組織運営</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款</li> <li>2. 役員・・・<u>役員報酬に関する事項を追加(平成13年度)</u></li> <li>3. 理事</li> <li>4. 監事・監査・・・<u>外部監査の活用に関する事項を追加(平成13年度)</u></li> <li>5. 理事会</li> <li>6. 評議員・評議員会</li> <li>7. その他・・・<u>施設長に関する事項を削除(平成19年度)</u></li> </ol> <p><b>II 事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業一般</li> <li>2. 社会福祉事業</li> <li>3. 公益事業</li> <li>4. 収益事業</li> </ol> <p><b>III 管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人事管理</li> <li>2. 資産管理・・・<u>資産の管理運用方法、株式保有の制限に関する事項を追加(平成19年度)</u></li> <li>3. 会計管理</li> </ol> <p><b>IV その他</b>・・・<u>情報公開、サービスの質の評価、苦情解決の取組に関する事項を追加(平成13年度)</u></p>

### (3) 法人監査の現状等

# 行政機関以外の者による財務に係る監査の比較

	社会福祉法人	学校法人	医療法人	社会医療法人	認定NPO(※)	公益社団法人・公益財団法人	株式会社
根拠	通知	法律	通知	法律	法律	法律	法律
対象規模	○資産額100億円以上又は負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人 ⇒2年に1回の外部監査が望ましい。 ○その他の法人 ⇒5年に1回の外部監査が望ましい。	1,000万円以上の助成を受けている場合 ⇒公認会計士又は監査法人の監査報告書が必要。	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の場合 ⇒外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債額100億円以上の法人は、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい。	社会医療法人債を発行する場合 ⇒財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出し、監査報告書の届出が必要。	認定の要件が、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けること又は青色申告法人と同等の帳簿書類の整備と定められている。	収益、費用損失1000億円以上若しくは負債額50億円以上 ⇒会計監査人の設置が必要	資本金5億円以上又は負債額200億円以上 ⇒会計監査人の設置が必要
実施者の要件	・公認会計士 ・監査法人 ・税理士 ・会計の知識を有する者 ・社会福祉事業の学識経験者	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人
対象範囲	財産状況等 (・財務諸表(財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書) ・会計管理体制 ・法人の組織運営、事業等)	・貸借対照表 ・収支計算書 ・その他の財務計算に関する書類	規定なし	・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書	会計	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・その附属明細書 ・財産目録 ・キャッシュフロー計算書	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・附属明細書 ・臨時計算書類 ・連結計算書類

(※)認定を受けないNPOについては、規定はない。

## 1. 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。

## 2. 概要

### (1) 包括外部監査

都道府県、指定都市、中核市が最小の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を達成するため、当該団体の財務に関する事務の執行、経営に係る事業のうち、必要と認める事項を監査。

### (2) 個別外部監査

条例により個別外部監査を行うこととした地方公共団体で、議会、長、住民から要求があった場合、要求に係る事項を監査。

## 3. 外部監査をできる者

- ・弁護士
- ・公認会計士
- ・税理士
- ・国や地方公共団体において、監査等の行政事務に従事した者など監査の実務に精通している者

(参考)公認会計士・税理士・弁護士の業務

	業務	業務独占	名称独占
公認会計士	公認会計士とは、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とする者。	公認会計士又は監査法人でない者が、左の業務を営むことを禁止。	公認会計士でない者が、「公認会計士」の名称を使用することを禁止。
税理士	税理士とは、租税に関し、税務代理、税務書類の作成、財務相談を行うことを業とするほか、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業とする者。	税理士又は税理士法人でない者が、左の業務を営むことを禁止。	税理士でない者が、「税理士」の名称を使用することを禁止。
弁護士	弁護士とは、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする者。	弁護士又は弁護士法人でない者が、左の業務を営むことを禁止。	弁護士でない者が、「弁護士」の名称を使用することを禁止。

(※)公認会計士法、税理士法及び弁護士法の規定に基づき事務局において作成。

# 法人監査の仕組みについて

## 法人監査の概要

社会福祉法人に対する監査は、

- ① 法定受託事務として、国・都道府県・市が実施
- ② 社会福祉事業を行っている社会福祉法人の基準である社会福祉法人の認可・審査基準及び定款準則など運営主体として満たすべき要件や法人が定めた定款等に基づく法人運営の履行状況の確認を行う行政監査
- ③ 国が示した社会福祉法人指導監査要綱等に基づき監査を実施

## 監査の性質

### 運営

法人の組織運営をはじめとした法人の事業運営が法令や定款等に沿った内容となっているかを確認

#### 【社会福祉法人指導監査要綱】

- ・役員を選任する手続きが、定款の定めに従って行われていること
- ・社会福祉事業が主たる地位を占めるものであること 等

### 財務

法人の経理状況(資金の収支を含む)が税法や会計基準に沿った経理処理となっているかを確認

#### 【社会福祉法人指導監査要綱】

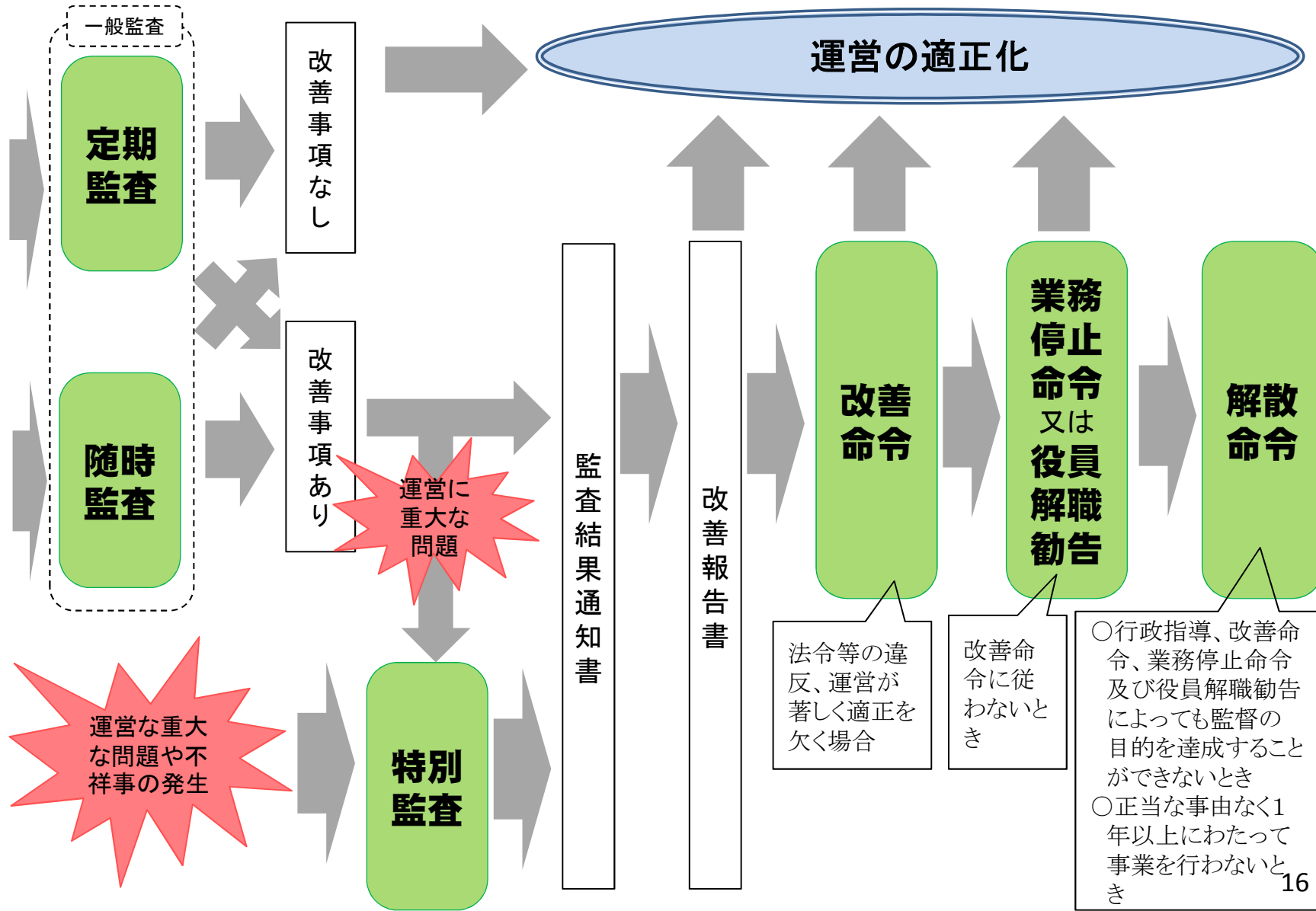
- ・決算手続は定款の定めに従って適正に行われていること
- ・財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されているか 等

# 社会福祉法人に対する監督について

■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおりとなっている。

監査計画の策定  
■法令遵守の状況  
法人本部、施設の  
運営に問題が認め  
られない。  
⇒2年に1回  
■法人の積極的な  
取組の評価(※)  
⇒4年に1回  
(※)外部監査の活用等

通報や現況報告書  
の確認等により、運  
営に問題があるお  
それ





## 社会福祉法人の経営の透明性をより充実させるための方策（案）

- 社会福祉法人は、公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となるため、経営等の透明性を確保することが重要。
- さらに、
  - ・ 会計処理が不適切な法人や、会計処理ができて、経営状態を適切に判断できない法人も存在すること
  - ・ 福祉サービスの利用を希望する者等が、経営破綻等によりサービス利用に影響を及ぼすことを回避することから、財務諸表の公表による経営の透明性の確保と併せ、会計技術向上の取組や健全性の確保を目的とした経営改善のための仕組み（経営診断（※））を導入してはどうか。

(※) 日本公認会計士協会に対して、経営状態の分析・理解を可能とする経営判断指標の構築に係る技術協力を依頼中。

# 社会福祉法人に対する経営支援策について

## (独)福祉医療機構による経営支援事業

■ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の経営の安定と効率化を図るため、経営診断・指導を実施。

### (1) 個別経営診断

①簡易経営診断(対象施設:特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、介護老人保健施設、病院)

直近1年間の決算書等に基づき、同一種類の施設との比較を行い、施設経営の安定性等を分析。

②経営分析診断(対象施設:特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、病院)

直近3年間の決算書に基づき、施設の所在地域や規模等を勘案し、同一種類の施設との比較を行い、施設経営の安定性等を分析の上、今後の課題や展望を抽出する。

③実地調査を伴う経営診断(対象施設:特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人保健施設、病院)

機構職員が施設利用者や職員へのアンケートやヒアリング、直近5年間の決算書に基づき、施設の所在地域や規模等を勘案し、同一種類の施設との比較を行い、施設経営の安定性等を分析の上、今後の中長期計画策定の支援を行う。

### (2) 集団経営指導

専門家や施設経営者によるセミナーを実施。

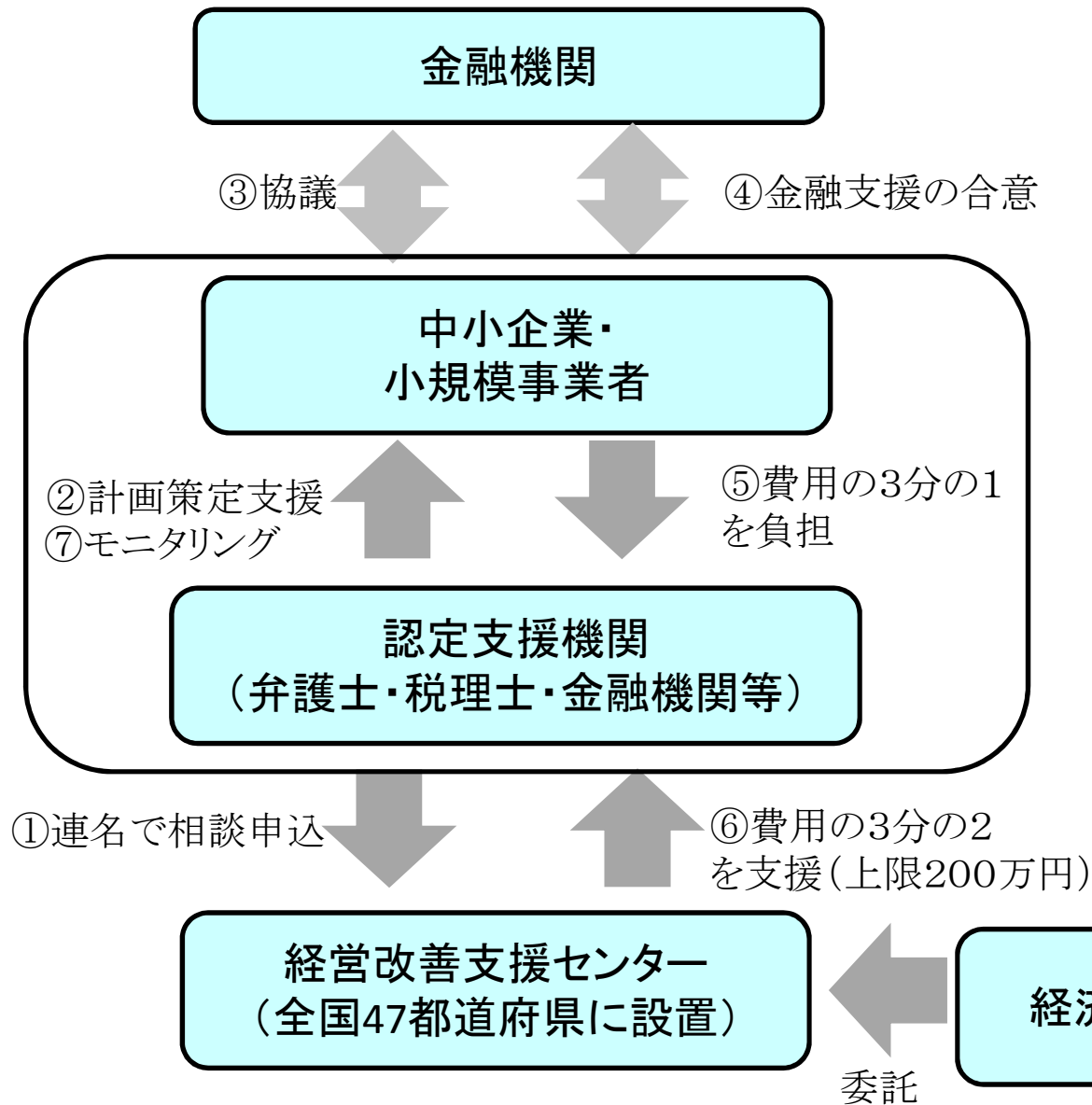
## 全国社会福祉協議会(全国社会福祉法人経営者協議会)による経営改善プログラム(WEB経営診断)

■ 対象は会員法人。実施手法は、①2択によるチェックリストを使用した法人の強みと弱みの把握、②組織の改善に着手すべき項目を洗い出す「組織風土診断」、③健全性を把握するための財務分析により行う「WEB経営診断」。

■ 診断結果をもとに、法人内部で対応を行い、必要に応じて会計士等の専門家などを斡旋し、経営改善のための支援を実施。

## (参考) 中小企業に対する経営改善の仕組みについて

- 中小企業庁において、中小企業・小規模事業者を対象に経営改善計画策定支援事業を実施。



- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関(25年12月現在: 19,788機関)
- 主な認定支援機関は、国の認定を受けた公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、金融機関等。

## 所轄庁の監督に関するこれまでの主な意見について

- 社会福祉法人の財務諸表を見ると、適正な決算処理がなされていないように見受けられる法人があるため、きちんと公認会計士、もしくは監査法人にチェックを受ける必要があるのではないか。
- 毎年、財務諸表を提出し、行政もチェックしているにもかかわらず、不適正な財務諸表が存在するのは疑問。
- 財務諸表の正当性・正確性については、行政監査の問題でもある。法定受託事務であることから、一定のチェックができるよう整備する必要があり、必要に応じて外部監査の活用も必要。
- 一定規模の法人については、会計の専門家による監査が必要。
- 少なくとも監事も理事長も確認しているにもかかわらず、不適正な財務諸表が存在する。そもそも内部の経営体制について考えなければいけない。

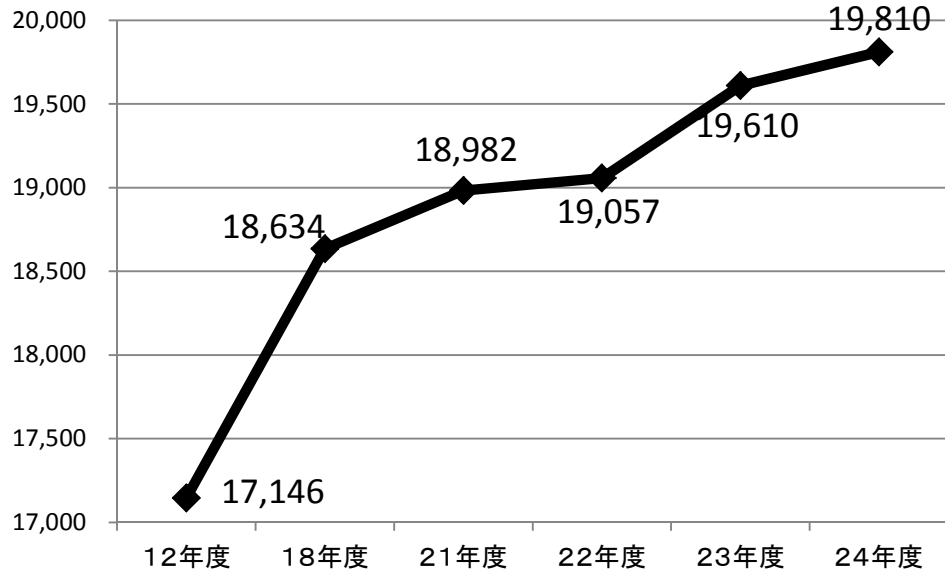
## (4) 今後の権限移譲

■ 従来、社会福祉法人の所轄庁は、その行う事業が

- ・都道府県の区域内である場合は、都道府県
- ・指定都市の区域内である場合は、指定都市
- ・中核市の区域内である場合は、中核市
- ・2以上の都道府県の区域にわたる場合は、国(地方厚生局を含む。)

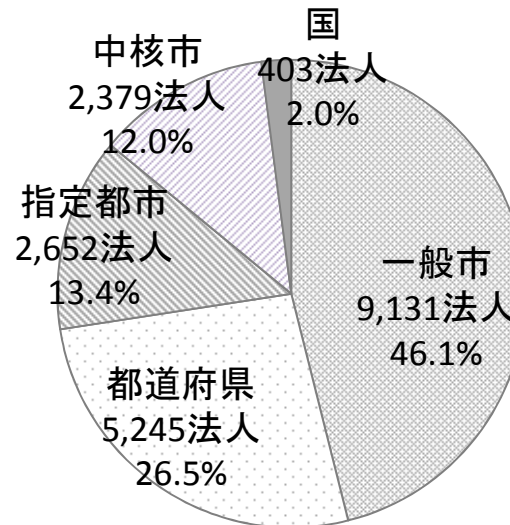
■ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次地方分権一括法)の施行に伴い、平成25年4月1日より、主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市を越えないもの限り、認可・指導・監査等の権限が都道府県から一般市へ移譲。

<法人数の推移>



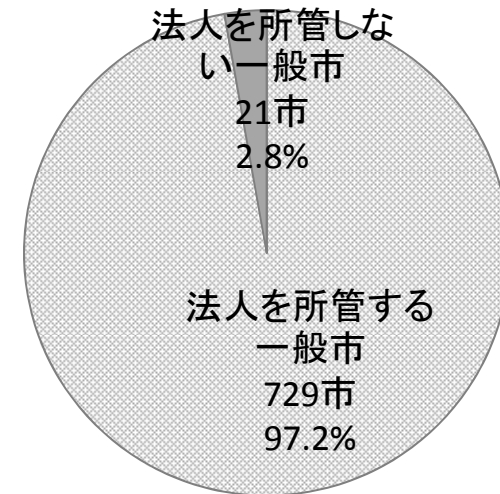
※平成22年度は東日本大震災の影響のため、一部地域を除いた数値である。  
※出典：厚生労働省福祉行政報告例(国所管は福祉基盤課調べ)

<所轄庁の割合>



※N=19,810法人(H25.4.1時点)  
※厚生労働省福祉基盤課調べ

<法人を所管する一般市の割合>



※N=750市(H25.4.1時点)  
※厚生労働省福祉基盤課調べ

## これまでの権限移譲の経過

移譲時期	移譲行政庁	移譲法人	根拠
昭和62年4月	厚生省 ↓ 都道府県	都道府県の区域のみで事業を行う法人	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律(昭和61年法律第109号)
平成9年4月	都道府県 ↓ 指定都市 ・中核市	指定都市又は中核市の区域のみで事業を行う法人	民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成8年法律第107号)
平成13年1月	厚生労働本省 ↓ 地方厚生局 (権限の委任)	2以上の都道府県の区域で事業を行う法人であって、地方厚生局の区域内で事業を行う法人	中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)
平成20年4月	厚生労働本省 ↓ 地方厚生局 (権限の委任)	①全国を単位として行われる事業、②地域を限定しないで行われる事業、③法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業、①～③に類する事業を除き、2以上の地方厚生局の区域で事業を行う法人	社会福祉法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第26号)
平成25年4月	都道府県 ↓ 一般市	市の区域のみで事業を行う法人	地域の自主性及び自立性を高めるための推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)



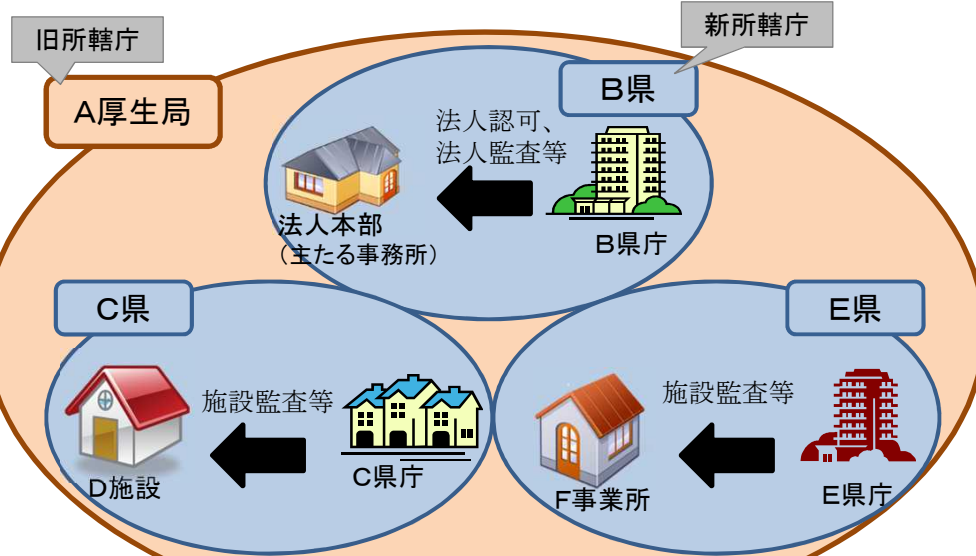
# 今後の権限移譲について

- 「経済財政運営と改革の基本方針について」(平成25年6月14日閣議決定)
- 「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」(平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定)
- 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日地方制度調査会答申)

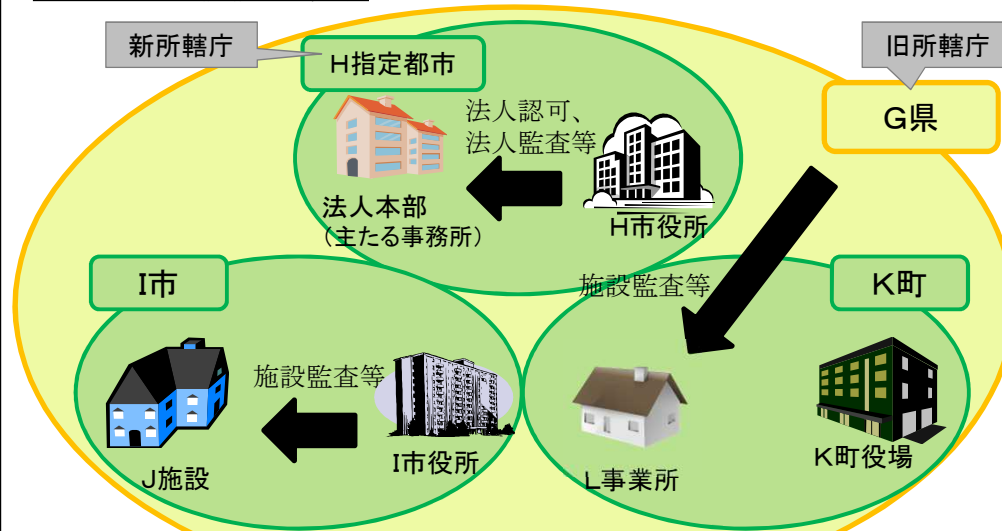
「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)

今後、社会福祉法人の認可等に関する権限を見直し

2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が**地方厚生局から都道府県に移譲**

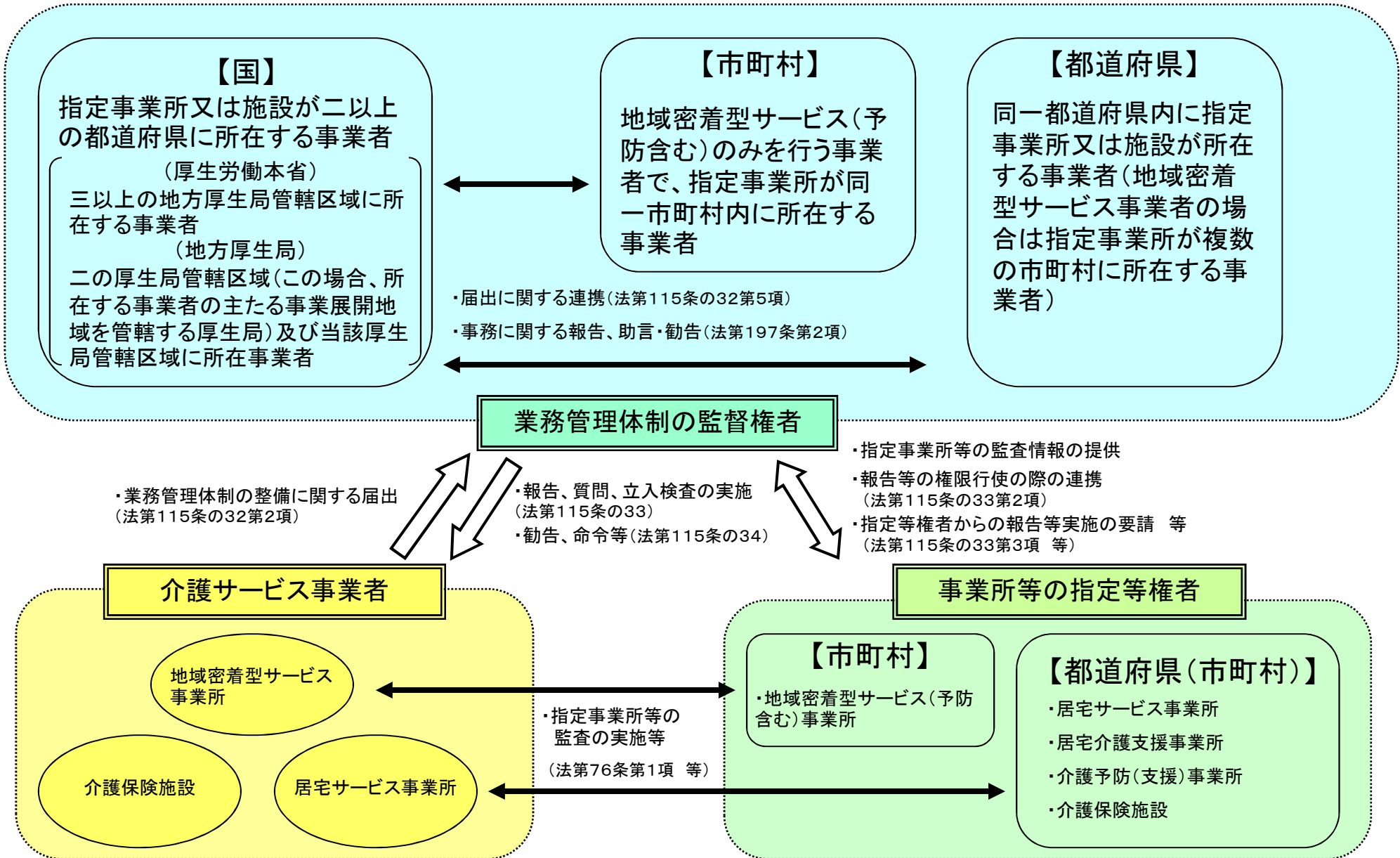


都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限が**都道府県から指定都市に移譲**





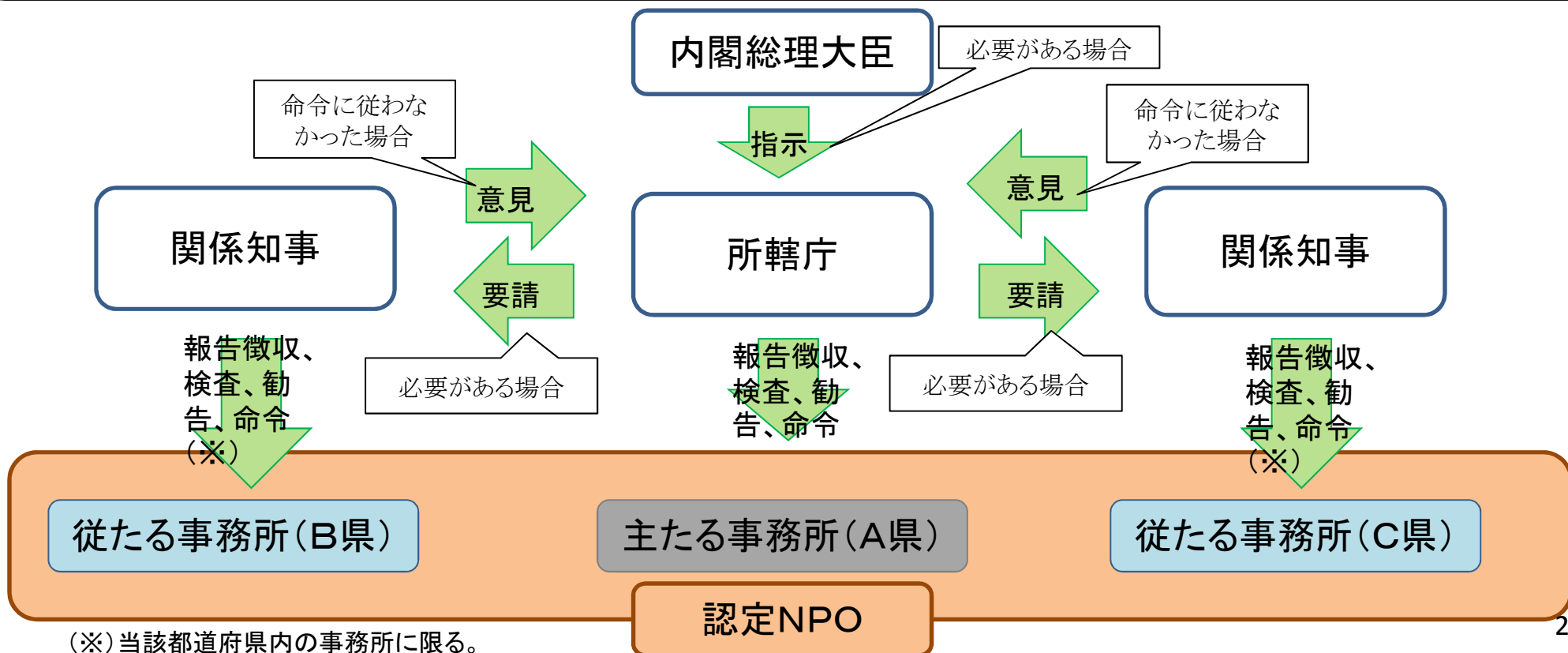
# 介護保険法における業務管理体制の監督体制等



(※)障害者総合支援法及び児童福祉法(障害児に係るもののみ)においても、同様の仕組みが存在している。

## (参考) 認定NPOの監督の仕組み

- NPO法において、2以上の都道府県に事務所を置く法人については、主たる事務所の所在地の都道府県、1の指定都市の区域のみに事務所を置く法人については、指定都市が所轄庁となる。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPOについて、所轄庁における監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事(以下「関係知事」という。)も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告徴収及び検査、勧告、命令)を行使することができる。
- 関係知事は、所轄庁に対して、命令に従わなかった場合、適切な措置を採るべき意見を述べることができる。
- 所轄庁は、関係知事に対して、必要があると認めるときは、採るべき措置を要請できる。
- 内閣総理大臣は、所轄庁に対して、必要があると認めるときは、勧告・命令等を指示することができる



## (5) 所轄庁の役割

# 国と地方公共団体の役割

	国	都道府県・市
企画立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人認可や指導監査等の法定受託事務を処理する基準として、社会福祉法人審査基準や指導監査要綱の制定。</li> <li>全国の社会福祉法人数や指導監査法人数等を調査の上で、必要に応じて情報提供。</li> </ul>	一部の地方公共団体においては、指導監査要綱を参考にしたガイドラインの作成。
資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方厚生局の担当者を対象とした研修会を実施。</li> <li>国立保健医療科学院において、各地方公共団体の担当者を対象とした研修会を実施。</li> </ul>	一部の地方公共団体においては、会計処理に係る監査のための、専門職員の設置。
財政措置 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の指導監査に係る旅費の一部を補助金として交付。</li> <li>社会福祉法人指導経費として交付税措置。</li> </ul>	
監査	所管法人に対する監査(地方厚生局を含む所管403法人)	所管法人に対する監査(地方自治体所管19,407法人)
体制	本省所管42法人に対する監査従事者数7名(併任含む)	東京都所管220法人に対する監査従事者数28名(併任含む) 鳥取県所管59法人に対する監査従事者数7名(併任含む)

(※)介護報酬等の運営費、施設整備等補助金を除く。

## (6) 第三者評価について

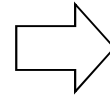
# 第三者評価の経緯

- 福祉サービスの第三者評価事業は、社会福祉基礎構造改革において、その理念を実現する仕組みの一つとして創設されたもの。平成12年の社会福祉事業法等八法改正及び「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」（平成13年5月通知）により実施。

## 【社会福祉基礎構造改革における社会福祉の理念及び基本的方向性と改革の具体的内容】

### （改革の理念及び基本的方向性）

- ・ サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ・ 個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ・ 幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- ・ 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ・ 情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ・ 増大する費用の公平かつ公正な負担
- ・ 住民の積極的な参加による福祉文化の創造



### （改革の具体的内容）

- ・ 社会福祉事業の推進
- ・ **質と効率性の確保**
- ・ 地域福祉の確立

## 「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（平成10年6月）

## 2 質と効率性の確保

### （1）サービスの質（抜粋）

- ・ サービスの提供過程、評価などサービスの内容に関する基準を設ける必要がある。  
これを踏まえ、施設、設備や人員配置などの外形的な基準については、質の低下を来さないよう留意しつつ、弾力化を図る必要がある。
- ・ サービスの内容の評価は、サービス提供者が自ら問題点を具体的に把握し、改善を図るための重要な手段となる。こうした評価は、利用者の意見も採り入れた形で客観的に行われることが重要であり、このため、専門的な第三者評価機関において行われることを推進する必要がある。

# 第三者評価について

## (1) 意義及び目的

- 意義  
事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的立場から評価すること。
- 目的
  - ・ 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。
  - ・ 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

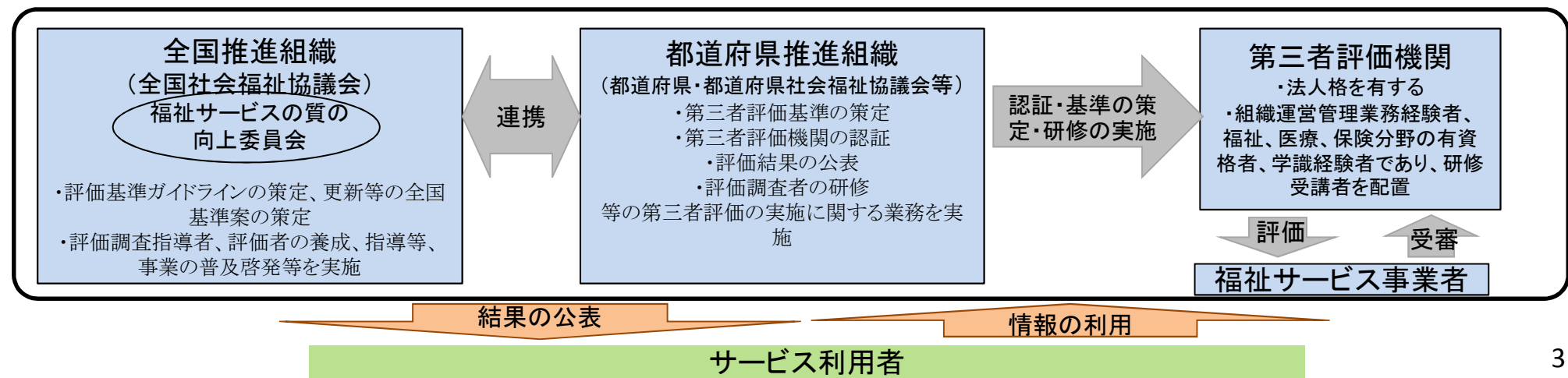
## (2) 評価機関認証件数等(全国推進組織(全国社会福祉協議会)調べ、平成24年度末現在)

- 評価機関認証件数 442件
- 評価調査者数(研修終了者) 11,702名
- 評価調査者指導者数(研修終了者) 447名

## (3) 評価結果の活用状況

- 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている。
- 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき評価機関が公表又は都道府県推進組織へ報告することとされている。報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表し、市町村や地域住民に対する周知等に努めることとされている。
- 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、各都道府県によりその取扱いは異なっている。
- 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている。
- 第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる。

## 第三者評価制度の仕組み



## (参考)第三者評価機関の都道府県別認証件数

番号	都道府県	評価 機関数	法人別内訳				
			社協	社福	NPO	株式 会社	その他
1	北海道	11	1	0	3	3	4
2	青森県	7	3	3	0	0	1
3	岩手県	3	1	0	2	0	0
4	宮城県	3	1	0	1	1	0
5	秋田県	3	1	0	2	0	0
6	山形県	6	1	0	1	0	4
7	福島県	3	1	0	1	0	1
8	茨城県	9	1	1	2	2	3
9	栃木県	8	0	0	4	3	1
10	群馬県	8	0	0	4	4	0
11	埼玉県	23	0	0	8	9	6
12	千葉県	20	1	0	10	7	2
13	東京都	131	0	0	46	54	31
14	神奈川県	20	1	0	5	7	7
15	新潟県	8	0	0	4	1	3
16	富山県	3	1	0	0	1	1
17	石川県	8	2	0	1	3	2
18	福井県	1	1	0	0	0	0
19	山梨県	5	0	0	1	2	2
20	長野県	6	0	0	2	1	3
21	岐阜県	6	1	0	5	0	0
22	静岡県	9	1	0	1	5	2
23	愛知県	11	1	0	3	6	1
24	三重県	5	1	0	2	2	0
25	滋賀県	4	0	0	3	1	0

番号	都道府県	評価 機関数	法人別内訳				
			社協	社福	NPO	株式 会社	その他
26	京都府	17	0	0	7	1	9
27	大阪府	17	2	0	10	2	3
28	兵庫県	13	0	0	8	3	2
29	奈良県	4	0	0	3	1	0
30	和歌山県	4	1	0	2	0	1
31	鳥取県	7	1	0	5	0	1
32	島根県	5	0	0	1	2	2
33	岡山県	4	0	0	1	1	2
34	広島県	4	1	0	0	1	2
35	山口県	1	1	0	0	0	0
36	徳島県	2	0	1	1	0	0
37	香川県	3	1	0	0	1	1
38	愛媛県	5	1	0	4	0	0
39	高知県	2	1	0	0	0	1
40	福岡県	2	0	1	1	0	0
41	佐賀県	3	1	0	1	0	1
42	長崎県	4	0	0	3	0	1
43	熊本県	11	1	0	9	0	1
44	大分県	3	1	0	2	0	0
45	宮崎県	3	1	0	1	0	1
46	鹿児島県	5	0	0	4	0	1
47	沖縄県	2	0	0	2	0	0
計		442	33	6	176	124	103

資料: 全国推進組織(全国社会福祉協議会)調べ、平成24年度末現在の数)

※ その他には、社団・財団法人等の法人が含まれる。



# 第三者評価とその他認証・評価制度との比較

## 福祉サービス第三者評価

(社会的養護関係施設) (その他福祉サービス)

- 社会的養護関係施設の運営指針に準じ、福祉サービスの質(運営、サービス提供)を評価  
※ 都道府県ごとの認証も可。
- 最低基準を上回る福祉サービスの質(運営、サービス提供)を評価

全国推進組織  
(全国社会福祉協議会)

全国推進組織  
(全国社会福祉協議会)

連携

都道府県推進組織  
(都道府県・都道府県社協等)

認証

認証

機関評価

機関評価

機関評価

機関評価

評価

評価

福祉サービス事業者

福祉サービス事業者

## 地域密着型サービス外部評価 (認知症高齢者GH等)

- 最低基準を上回るサービスの質(運営、サービス提供)を評価

都道府県

選定

機関評価

機関評価

評価

介護サービス事業者  
(※1)

## シルバーマーク (訪問介護等)

- 民間事業者による高齢者向けサービスの安全性・倫理性・快適性に関する品質を評価

シルバーサービス振興会

評価

一定水準以上は「認定」

シルバーサービス事業者(※2)

## 病院機能評価

- 病院が組織的な医療を提供するための基本的事項を評価

日本医療機能評価機構

評価

一定水準以上は「認定」

医療機関

## 認証評価 (大学等)

- 教育研究、組織運営、施設整備等の総合的な状況を評価

大学評価・学位授与機構

評価

大学等

※1 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護

※2 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具販売、在宅配食サービス

## 第三者評価の受審が義務とされている施設

- ① 福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として実施されている。
- ② 社会的養護関係施設では、サービスの特性から、平成24年度から3年の間に受審が義務づけられている。

※ 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護）については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけられており、それを受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる。

施設種別		根拠(※)	義務化の理由	受審費用の取扱い
社会的養護関係施設	児童養護施設	第45条の3	・子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であること。	児童保護費等負担金(措置費)にて予算計上。
	乳児院	第24条の3		
	情緒障害児短期治療施設	第76条の2	・施設長による親権代行等の規定があること。	
	児童自立支援施設	第84条の3	・被虐待児が増加し、施設運営の質の向上が必要であること。	
	母子生活支援施設	第29条の3		

(※) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）

# 第三者評価の評価項目

- ① 評価基準は、受審事業者・施設の理念、経営方針や事業計画などの基本的な事項を評価する「共通評価項目」と、利用者の状態像に応じたサービス提供状況などのサービス内容を評価する「内容評価項目」に大別。
- ② 平成16年度に全福祉サービスの共通評価項目及び判断基準に関するガイドラインを策定。
- ③ 共通評価項目をサービス毎の特性に馴染みやすいよう修正したサービス別の共通評価項目、サービス毎の特性を評価する内容評価項目を順次策定。

	サービス別共通評価項目	内容評価項目
児童養護施設	53項目	45項目
母子生活支援施設		32項目
乳児院		27項目
障害者・児施設		26項目
保育所		24項目
婦人保護施設		24項目
児童館		29項目
情緒障害児短期治療施設		43項目
児童自立支援施設		43項目
小規模住居型児童養育事業		31項目
児童自立生活援助事業		32項目
高齢者福祉サービス版		
特別養護老人ホーム		17項目
通所介護		16項目
訪問介護	17項目	

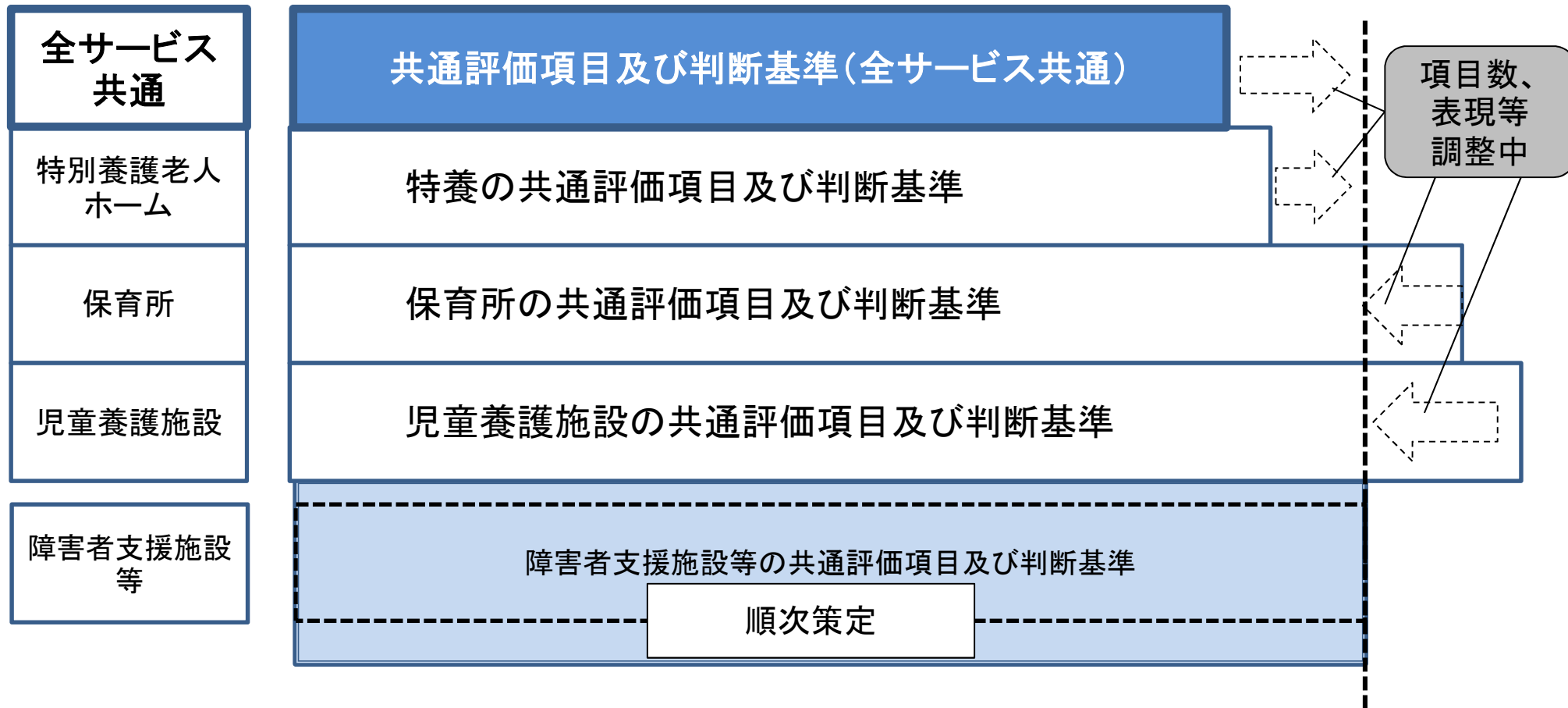
## 評価項目の具体例

- (1) 共通評価項目
  - ・ 法人や事業所の理念が明文化されている
  - ・ 中・長期的計画が策定されている
  - ・ 事業所が有する機能を地域に還元している 等
- (2) 内容評価項目
  - ・ 利用者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立している(特養)
  - ・ 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている(保育) 等

※ 上記以外の福祉サービスについては全福祉サービスに対応した共通評価項目を利用しており、内容評価項目については順次作成中である。

## (参考)評価基準(共通評価項目)の現状のイメージ

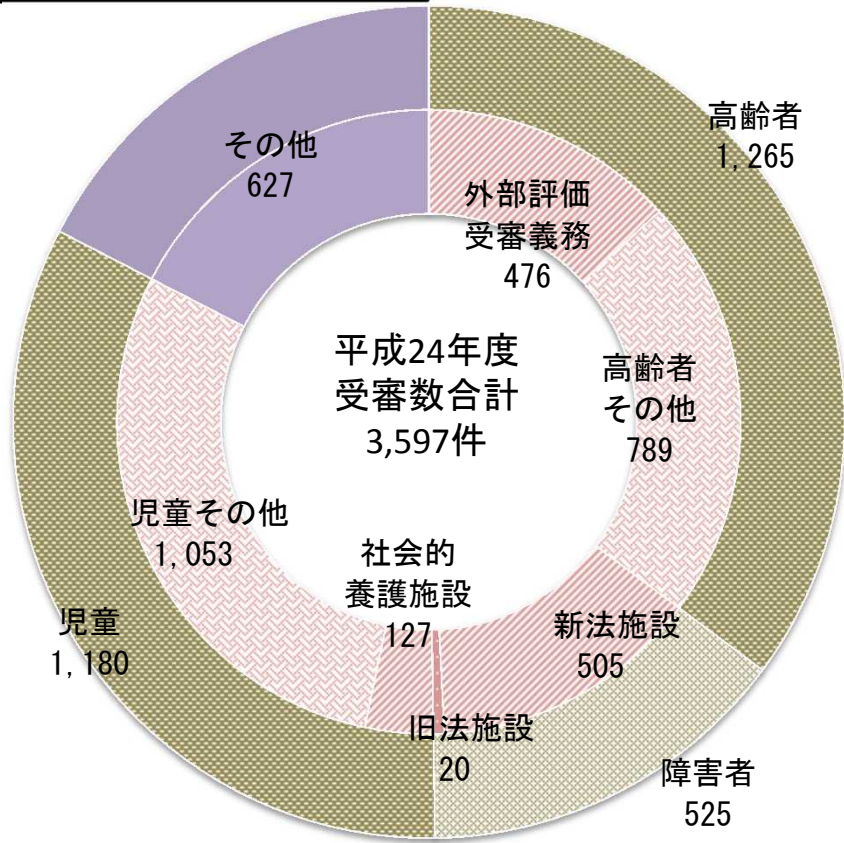
- ① 評価基準は、受審事業者・施設の理念、経営方針や事業計画などの基本的な事項を評価する「共通評価項目」と、利用者の状態像に応じたサービス提供状況などのサービス内容を評価する「内容評価項目」に大別。
- ② 共通評価項目は、サービス毎にも作成されており、評価項目の判断基準や評価のポイント、着眼点等、内容が追加されるなど、詳細が異なっている。



# サービス別第三者評価受審状況（平成24年度実績）

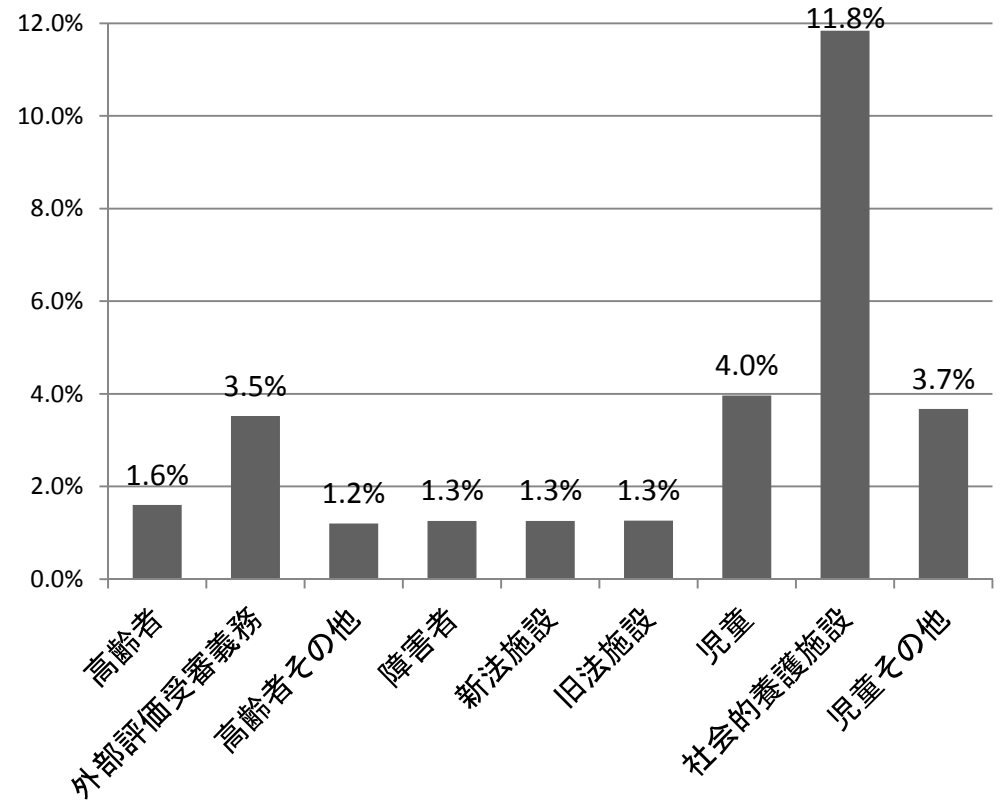
- ① 第三者評価受審件数は、平成24年度で3,597件。
- ② 受審率については、全体として低迷しているものの、社会的養護施設（平成24年度から3年の間に受審義務化）が約12%と他事業と比較して高くなっている。

サービス属性別受審数



※ 全国推進組織調べ（平成25年12月時点）  
 ※ 外部評価の受審義務のある施設については、外部評価とは別に福祉サービス第三者評価を受審した件数。

サービス属性別受審率



※ 全国推進組織調べ（平成25年12月時点）  
 ※ 全国施設数は「平成23年度社会福祉施設等調査報告」「平成23年度介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数とした。  
 ※ 外部評価の受審義務のある施設については、外部評価とは別に福祉サービス第三者評価を受審した件数。

# 社会福祉法人制度に対する主な指摘

## 規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

### ○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】



# 第三者評価の見直しについて

- 見直しは、第三者評価制度の趣旨を具現化できるよう、可能なものから順次実施。
- また、評価を受審することへのインセンティブ、受審施設・事業所のメリット等について検討の上、評価基準の再整理、評価の手引き（マニュアル）の見直し、評価結果の報告・公表のあり方を見直す。（平成25年度中）

平成25年度中

## 現状

### 外部指摘

- 規制改革会議において、
  - ・評価機関、評価調査者の質の向上
  - ・保育所の受審率の向上等が求められていること

### 認識課題

- サービス間共通の評価項目にばらつきが見られること
- 法人監査との違いが見えづらいこと
- 評価機関・評価者による評価レベルにばらつきが生じていること
- 受審件数が低迷していること。（一部除）
- 共通項目のみでは、対応出来ないサービス種類特有の評価項目が必要であること。

## 見直しの方向性

- 課題解決には様々な視点があるが、まずは、制度目的の
  - ・福祉サービスの質の向上、
  - ・利用者選択支援の推進等が図れるよう見直すことが重要。
- 第三者評価制度は、「評価機関と評価調査者」、「評価基準」、「結果の報告・公表方法」が一体になって取り組むものであるため、見直しは一体的に行うことが必要。

## 見直しの視点

### 視点1

- 評価を受審することへのインセンティブの強化
  - ・法人の質の向上に繋がる項目
  - ・質を向上させうる評価機関、評価調査者のあり方とは等
  - ・評価機関、評価調査者の質の向上

### 視点2

- 受審施設・事業所のメリットの強化
  - ・受審施設・事業所の活用できる評価結果について
  - ・受審証等わかりやすい公表方法又は受審施設・事業所におけるPR法等
  - ・評価機関、評価調査者の質の向上（再掲）

## 見直し事項（全国推進組織）

### I 評価基準の質の向上

#### ○ 評価基準の見直し

- ・事業者間共通の評価項目の整理・統一化（サービス毎の相違、不足項目の追加等）（25年度中）
- ・サービス別内容評価項目の作成推進

### II 評価機関（評価調査者）の質の向上

#### ○ 評価手法や研修内容の見直し

- ・自己評価や訪問調査の方法等の評価手順等の手法を具体化した手引きの作成（25年度中）等

### III 評価結果の報告・公表手法（事業者の質の向上）

#### ○ 評価結果の報告・公表内容の見直し（25年度中）

### IV 中長期的な検討事項

- ・その他制度改正等の状況を踏まえる等、中長期的に検討を実施。

## I 評価基準の質の向上

○施設・事業所が、主体的にかつ継続的に質の維持・向上に取り組めるよう、評価基準の構成、内容、水準について見直す。

### (1) 共通評価項目の見直し(25年度)

#### ○ 評価項目の整理・統合

- ・受審促進のため、評価項目の整理・統合を実施中。  
実施に当たっては、評価対象範囲(基本方針、組織運営、福祉サービス)の対応関係・必要性を再整理。  
類似する評価項目や、それぞれの表現の相違について再整理。
- ・小規模事業所や、従前基準との影響に配慮。

#### ○ 判断水準(a,b,c)の検討

- ・社会的養護関係施設では、「a」は運営指針で示す目指すべき状態であるが、同施設以外についての共通評価項目での判断水準や表示方法についての方針を作成中。
- ・a.b.cといった区分のあり方についての方針を作成中。

#### ○ 評価項目の解説事項の整理

- ・評価基準の考え方と評価のポイントについて、評価項目の必要性の明記や解説等を作成中。

#### ○ その他

- ・見やすい評価項目とするため、構成を見開き1枚で表現できるよう見直し中。

### (2) 内容評価項目の見直し、策定

- ・未策定のサービスについて順次策定することを検討中。
- ・共通評価項目にあるサービス実施状況と、内容評価項目との重複状況を整理し改善するよう整理中。



## II 評価機関(評価調査者)の質の向上

### (1) 第三者評価の実施・受審における手引き(マニュアル)の改訂(25年度)

○評価項目の考え方の整理に加え、第三者評価の実施・受審における過程や手法の標準化を目的に作成中。

(追加事項案)

- ・評価機関による評価を通じた受審施設・事業所の質の向上を促進・支援することの明確化
- ・第三者評価の実施・受審に係る標準的なプロセス等(自己評価、利用者調査の実施)の明示、解説追加
- ・評価項目や、評価結果の記載内容についての解説の充実
- ・質の向上にむけた施設・事業所の組織づくりについての例示  
(自発的・継続的に質の向上に取り組む組織づくりの意義、組織づくりの実践等)
- ・評価機関の体制づくりについての例示  
(評価チームの重要性、リーダーの役割、事務局機能の充実等)

### (2) 質の向上に向けた研修の拡充等

改訂された手引き(マニュアル)(以下「マニュアル」という。)を踏まえ、評価調査者・機関の資質向上のための研修のあり方、具体的な内容等を検討予定。(25年度以降)

### Ⅲ 評価結果の報告・公表手法(事業者の質の向上) (25年度)

#### (1) 理解促進のための冊子作成

マニュアルと併せて、施設・事業所に対する制度の理解促進や受審促進に向けた冊子等の作成中。

#### (2) 評価結果の報告・公表内容の見直し

○ 利用者によりわかりやすく、受審施設・事業所が質の向上・改善に向け取り組めるよう、評価結果の報告及び公表様式を見直し中。

- ・利用者向けの情報の側面、受審施設・事業所向けの質の向上に向けた材料としての側面があることに留意。
- ・利用契約、措置といった制度特性を加味。
- ・評価結果の報告・公表の意義、記載方法、受審回数等の意義等に留意。
- ・評価証等のわかりやすい公開方法とすることに留意。

#### (3) 受審施設・事業所の質の向上

○ 都道府県推進組織及び評価機関による、評価結果を基にした受審施設・事業所の質の向上の促進や支援のあり方について検討中。

- ・マニュアルで評価機関による評価を通じた受審施設・事業所の質の向上の促進・支援を明確化することに留意。

### Ⅳ 中・長期的な検討事項

#### ○受審の促進に向けた施策

- ・施設・事業所の第三者評価の理解促進方策について検討中。
- ・関係団体との協働について検討中
- ・第三者評価の意義、役割や受審メリットの明確化、行政監査との役割の整理について検討中。
- ・受審にかかる費用負担のあり方について検討中。

#### ○都道府県推進組織・全国推進組織の役割

- ・両組織の役割分担や、機能の発揮方法について検討中。
- ・都道府県を越えた評価の実施の一層の推進  
社会的養護関係施設は全社協が評価機関を全国認証。課題を踏まえ促進方策を検討中。

# 社会福祉法人の適正な運営の確保に係る論点①

1. 適切な法人運営や育成を支援する視点での指導・助言の導入、指導範囲をどのように考えるか。
2. 所轄庁が実施する法人監査と地方公共団体が実施する施設監査の関係についてどのように考えるか。
3. 監査において、専門家を活用した方が望ましい分野など、行政機関によるもの以外の手法を加えるなどの重層化をどのように考えるか。
4. 経営診断の結果、経営悪化の兆候が見られる法人への経営改善指導の手法として、どのようなものが考えられるか。
5. 所轄庁の権限移譲にあたって、どのような役割分担・連携体制を確保する必要があるか。
6. 国が各所轄庁における法人監督等の状況を把握できる仕組みを構築し、平準化を図る場合どのような点に留意する必要があるか。

## 社会福祉法人の適正な運営の確保に係る論点②

7. 第三者評価の受審促進のためには、どのような方策が考えられるか(受審するメリットなど)。

8. 認証機関・評価機関に地域ごとに差異がある状況をどのように考えるか。

9. サービス間共通の評価項目を一元化することをどのように考えるか。

10. サービス間共通評価項目の再整理に伴う今後の第三者評価の位置付けについて、最低基準をクリアした上での自主的な努力を評価するものに変更することについて、どのような問題があるか。